

第42号議案

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月13日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)の一部改正に伴い、これに準じて選挙長等の報酬額を改定するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

春日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

10,600円
12,600円
11,100円
10,600円
10,700円
9,500円
8,800円
8,800円

」

を

「

10,800円
12,800円
11,300円
10,800円
10,900円
9,600円
8,900円
8,900円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。